



金商業者等を取り巻く環境等

- 1. 取り巻く環境 顧客本位の業務運営の要請、デジタライゼーションの進展、サイバー攻撃事案のリスクの高まりなど
- 2. 規制の枠組み等の変更 ①銀証ファイアーウォール規制の見直し、②投資信託の販売・乗換え勧誘時の説明に係る見直し、③金商業者等の 買収等に係る監督上の対応の強化
- 3. 昨事務年度の証券モニタリング等を通じて判明した事項
 - 一種業:経済合理性のない不適切な乗換え勧誘、真に顧客ニーズを反映したとは認められない仕組債の販売状況、インターネット取引における不正出金リスクの低減効果が不十分な状況等
 - ※ 大手証券会社が相場操縦の疑いで告発
 - 運用業:年金等においてオルタナティブ資産への投資を拡大する動き、運用財産の管理状況の実態について把握 していないといった善管注意義務違反等、利益相反管理態勢が不十分といった忠実義務違反
 - 無登録:無登録での金商業(投資一任契約の締結の媒介、海外集団投資スキーム持ち分の勧誘行為)
 - ※ 合同会社による社員権の取得勧誘に係る建議を実施

業態横断的な検証事項

- 1. 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況 (特に、仕組債のような複雑なリスク構造を持つ商品の販売)
- 2. デジタライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
- 3. サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理(外部委託先管理を含む)の対応状況
- 4. AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
- 5. 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況 上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

規模・業態別の主な検証事項

| 776 X X X X X X X X X X X X X X X X X X | | |
|---|-------------------|--|
| 第一種金融商品取引業者 | 大手証券会社 グループ | 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施 銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等【3メガバンク証券会社】 |
| | 外国証券会社 | ・ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況・ 我が国金融機関等向けに販売する金融商品の販売管理態勢の整備状況 |
| | ネット系証券会社 | サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況 |
| | 準大手証券、 地域証券会社等 | ・ 適合性原則への対応も含めた投資者保護の観点からの不適切な勧誘行為等・ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況 |
| | FX業者 | サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況 |
| 投資運用業者 | | • 運用の実態把握、運用管理態勢(外部委託運用に対するものを含む)、利益相反管理態勢の整備状況等 |
| 投資助言·代理業者 | | • 顧客に誤解を生じさせる広告手法、虚偽の説明による勧誘等 |
| 第二種金商業者、 特例業務届出者、 金融商品仲介業者、 その他 | | 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性、貸付型ファンドの取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等【第二種金商業者、特例業務届出者】 投資勧誘等の適正性、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性【金融商品仲介業者】 業態特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリング【登録金融機関等】 |
| 無登録業者 | | 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表等を含めた情報発信の強化 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との積極的な連携 |
| ※久種の担制の枕組み竿の亦再を炒まうた久社の対応は決策についてもなわせて検証を行う | | |

※各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

証券モニタリングの進め方

- 証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携し、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースで検査対象先を選定、以下のような場合を中心に検査を実施する。
 - ①個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
 - ②リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
 - ③モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
 - ④分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況
- 検査では、実質的に意味のある検証及び問題点の指摘に努めるほか、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行 うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。 さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券 監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

関係機関との連携・検査結果の情報発信

- 各財務局等とは、モニタリングや検査の計画策定から緊密に連携し、必要に応じて合同検査も実施。
- 自主規制機関と引き続き緊密に連携。タイムリーな情報共有により、証券モニタリングを効果的・効率的に進める。
- 金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組みを促す。